

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年6月23日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東部林業事務所	令和2年4月14日
環境政策課	令和2年4月27日
環境管理課	〃
みどり整備課	〃
森林センター	〃
みどり保全課	〃
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	〃
環境保健研究センター	令和2年5月26日
西部林業事務所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 物品について

前年度指導した備品の払出年月日の登録誤りを訂正していなかった。(廃棄物対策課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし